

## 6. 系統廃止・ダイヤ改正の内容（令和元年12月2日より）

系統1は、系統2に比べ利用者数が全体的に少なく、平成30年度において、利用者数は全体の11パーセントにとどまっており、また1便当たりの利用者数は2.3人/便である。さらに、平成31年度の運行において系統1は、国庫補助金の基準である2.0人/便を下回る月も出ている。

このため地元協議会において協議した結果、系統1は利用者が少ないことから、これを廃止することとした。また、合わせて、利用者の利便性向上のため、系統2を増便し、ダイヤ改正を行うこととした。

改正内容	概要
(1) 系統1の廃止	利用の少ない系統1を廃止する。
(2) 系統2の増便・ダイヤ改正	利用者の利便性を向上させるため、系統2を増便し、ダイヤ改正を行う。

路線図（P.8）、改正時刻表（P.9）参照